

株式会社名古屋建築確認・検査システム 確認検査手数料表

令和6年5月1日

<建築物>

※ 手数料は申請時に請求書を発行しますので、7営業日以内に振り込んでください。

※ 現金による納付、特別契約による一括払い及びこれらに準ずる場合は、割引があります。

重要：建築物エネルギー消費性能適合性判定については、判定業務の有無によって料金が異なります。

別表第1 確認申請手数料(第2条関係)

(消費税非課税)単位:円

申請延べ面積(㎡) <棟毎の延べ面積>	基本手数料<棟毎に係る手数料> (注2)				郵送手数料 郵送申請における 郵送手数料による	<割引> 現金納付、特別 契約及びこれらに 準ずる場合に限 る	構造計算審査手数料<棟毎に係る手数料> (注7)			エネルギー消費性能適合性判定審査手数料 調整手数料		
	新築、増築(棟単位で新築の場合に 限る)、改築、移転、大規模の修繕、 大規模の模様替、用途変更		増築(同一棟) <20%割り増し>				構造計算審査手 数料 (構造ルート1、 ルート1の2)	特定構造計算基 準等審査手数料 (構造ルート2、 ルート3) (特定天井がある 場合)	構造計算適合性 判定機関との調 整手数料 (注8)		弊社で「建築物エ ネルギー消費性 能適合性判定」を 受ける場合	他の登録建築物エ ネルギー消費性能 判定機関で適合性 判定を受ける場合 の調整手数料(注9)
	住宅等(注1)	左以外	住宅等(注1)	左以外								
① 100㎡ 以内	18,000		22,000		窓口での受領の 場合は不要	2,000	30,000	45,000	20,000	調整手数料はか かりません。	ただし、10,000㎡ 以上の単独棟が 存在する場合に は受諾できませ ん	
② 100㎡ を超え 200㎡ 以内	28,000		34,000									
③ 200㎡ を超え 300㎡ 以内	41,000		50,000									
④ 300㎡ を超え 500㎡ 以内	50,000	70,000	60,000	84,000		3,000	40,000	60,000				
⑤ 500㎡ を超え 1,000㎡ 以内	60,000	80,000	72,000	96,000		4,000						
⑥ 1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以内	90,000	110,000	108,000	132,000		5,000	50,000	75,000				
⑦ 2,000㎡ を超え 3,000㎡ 以内	120,000	140,000	144,000	168,000		10,000						
⑧ 3,000㎡ を超え 4,000㎡ 以内	150,000	170,000	180,000	204,000		15,000	90,000	135,000				
⑨ 4,000㎡ を超え 5,000㎡ 以内	180,000	200,000	216,000	240,000								
⑩ 5,000㎡ を超え 6,000㎡ 以内	220,000	240,000	264,000	288,000								
⑪ 6,000㎡ を超え 7,000㎡ 以内	260,000	280,000	312,000	336,000		20,000	120,000	180,000				
⑫ 7,000㎡ を超え 8,000㎡ 以内	300,000	320,000	360,000	384,000								
⑬ 8,000㎡ を超え 9,000㎡ 以内	340,000	360,000	408,000	432,000			150,000	225,000				
⑭ 9,000㎡ を超え 10,000㎡ 以内	380,000	400,000	456,000	480,000								
⑮ 10,000㎡ を超える	10,000㎡を超える単独棟は受諾できません											

当社のお取り扱いする対象建築物は、棟単位で10,000㎡以内のものに限ります。

注1: 住宅等とは、一戸建ての住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、下宿、寄宿舎、児童福祉施設等をいいます。  
ただし、併用部分が法別表第1に掲げる用途(共同住宅、下宿、寄宿舎、児童福祉施設等を除く。)で100㎡を超える場合は、「住宅等」以外となります。

注2: 申請建築物が2以上の場合は、各建築物毎の料金の合計となります。  
ただし、附属建築物で床面積が30㎡以内のものについては、その床面積(複数の場合がその合計)により、下記のような特例料金を適用します。

特例料金	10㎡以内	5,000
	10㎡を超え 30㎡以内	10,000
	30㎡を超え 100㎡以内	18,000

※附属建築物のみの申請には適用しません。  
※附属建築物のみの申請であっても、当該申請が複数棟となる場合には2棟目から適用します。

注3: 申請建築物が多数棟となる場合は、別途協議させていただきます。

注4: 「大規模の修繕」「大規模の模様替え」「用途変更」については、申請延べ面積の1/2で手数料を算定します。

注5: 同一棟増築の場合は、下記により手数料対象となる延べ面積を算定し、増築(同一棟増築)の基本手数料を当てはめます。(基本手数料の2割増(100円未満切り上げ)となります。)

増築に係る延べ面積に、次の①から②に定める延べ面積を加算したもの。

- ①直前の確認申請から変更を生じておらず、かつ、増築に伴う変更を行わない場合に限り、既存部分の床面積を加算しません。
- ②接続する既存部分が直前の確認申請から変更を生じておらず、かつ、現行法適合であっても、増築に伴って変更を行う場合は、延べ面積の1/2の延べ面積(小数点以下切り上げによる)を加算します。
- ③接続する既存部分が「法第20条の既存不適格」の場合は、変更の有無にかかわらず、当該部分の延べ面積を加算します。

注6: 弊社が確認したもの計画変更確認申請の場合は、別表第1付表によります。

建築主事または他機関確認の計画変更は、新規の確認申請として本表を適用します。

注7: 構造計算審査手数料は、対象となる建築物毎(構造エキスパンションによる場合を含みます。)、構造計算ルートの違いにより、それぞれ所定の手数料がかかります。

★法第20条の既存不適格建築物の増築で、既存建築物の構造計算審査を必要とする場合も適用されます。

★特定構造計算基準等審査手数料(構造計算適合性判定または建築基準法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査(構造ルート2)及び「特定天井がある場合」は、構造計算審査手数料が5割増しとなります。

★構造計算審査手数料及び特定構造計算基準等審査手数料には、補正に伴う再審査手数料が含まれています。

注8: 構造計算適合性判定が必要な建築物は、指定構造計算適合性判定機関との事務連絡・副本整合調整を行うための調整手数料がかかります。

★構造計算適合性判定調整手数料には、調整に伴う「再構造計算審査」の手数料は含まれていません。

★構造計算適合性判定が必要な建築物が複数にわたる場合は、棟毎に加算となります。

注9: バリアフリー法の適用を受ける場合は、当該建築物の基本手数料の2割相当額(100円未満切り上げ)を加算します。

注10: 建築物エネルギー消費性能適合性判定を必要とする建築物は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関との事務連絡・副本整合調整を行うための調整手数料がかかります。

ただし、弊社にて建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合は、無料となります。

注11: 別表第1の3による確認申請仮受付手数料をお支払いの物件は、以上の金額から仮受付手数料額(別表第1の3付表に係る印刷代を除く。)を減額します。

別表第1付表 計画変更確認申請手数料(第2条関係) **重要:建築物エネルギー消費性能適合性判定については、計画変更時に適合性判定の変更がある場合に限りです。**

(消費税非課税)単位:円

変更に係る申請延べ面積(m <sup>2</sup> ) ＜棟毎の延べ面積＞	基本手数料＜棟毎に係る手数料＞(注2)				郵送手数料 郵送申請における郵送手数料による	＜割引＞ 現金納付、特別契約及びこれらに準ずる場合に限り	構造計算審査手数料＜棟毎に係る手数料＞(注7)			※変更がある場合に限りです。 エネルギー消費性能適合性判定審査手数料		
	新築、増築(棟単位で新築の場合に限る)、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更		増築(同一棟) ＜20%割り増し＞				構造計算審査手数料 (構造ルート1、ルート1の2)	特定構造計算基準等審査手数料 (構造ルート2、ルート3) (特定天井がある場合)	構造計算適合性判定機関との調整手数料 (注8)	弊社で「建築物エネルギー消費性能適合性判定」を受ける場合	調整手数料	
	住宅等(注1)	左以外	住宅等(注1)	左以外							他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関で適合性判定を受ける場合の調整手数料(注9)	
① 100m <sup>2</sup> 以内	18,000		22,000		窓口での受領の場合は不要	1,000	30,000	45,000	20,000	調整手数料はかかりません。	15,000/1棟 ただし、10,000m <sup>2</sup> 以上の単独棟が存在する場合には受諾できません	
② 100m <sup>2</sup> を超え 200m <sup>2</sup> 以内	28,000		34,000									
③ 200m <sup>2</sup> を超え 300m <sup>2</sup> 以内	40,000	60,000	48,000	72,000								
④ 300m <sup>2</sup> を超え 500m <sup>2</sup> 以内												50,000
⑤ 500m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以内	60,000	80,000	72,000	96,000								
⑥ 1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内												75,000
⑦ 2,000m <sup>2</sup> を超え 3,000m <sup>2</sup> 以内	90,000	110,000	108,000	132,000								
⑧ 3,000m <sup>2</sup> を超え 4,000m <sup>2</sup> 以内												105,000
⑨ 4,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以内	120,000	140,000	144,000	168,000								
⑩ 5,000m <sup>2</sup> を超え 6,000m <sup>2</sup> 以内												135,000
⑪ 6,000m <sup>2</sup> を超え 7,000m <sup>2</sup> 以内	150,000	170,000	180,000	204,000								
⑫ 7,000m <sup>2</sup> を超え 8,000m <sup>2</sup> 以内												165,000
⑬ 8,000m <sup>2</sup> を超え 9,000m <sup>2</sup> 以内	180,000	200,000	216,000	240,000								
⑭ 9,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以内												18,000
特例 屋根等で床面積に置換できない場合 変更に係る部分が構造に関する部分のみの場合	18,000											

注: 基本手数料は変更に係る延べ面積の1/2を確認申請手数料の基本手数料に当てはめたものです。ただし、400m<sup>2</sup>を超え500m<sup>2</sup>までは区分上割引となります。

構造計算審査手数料は確認申請手数料と同額となります。  
延べ面積に置換できないもの等は、特例によります。

注1: 住宅等とは、一戸建ての住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、下宿、寄宿舎、児童福祉施設等をいいます。  
ただし、併用部分が法別表第1に掲げる用途(共同住宅、下宿、寄宿舎、児童福祉施設等を除く。)で100m<sup>2</sup>を超える場合は、「住宅等」以外となります。

注2: 申請建築物が2以上の場合は、各建築物毎の料金の合計となります。  
ただし、附属建築物で床面積が30m<sup>2</sup>以内のものについては、その床面積(複数の場合がその合計)により、下記のような特例料金を適用します。

特例料金	10m <sup>2</sup> 以内	5,000	※附属建築物のみの申請には適用しません。
	10m <sup>2</sup> を超え 30m <sup>2</sup> 以内	10,000	※附属建築物のみの申請であっても、当該申請が複数棟となる場合には2棟目から適用します。
	30m <sup>2</sup> を超え 100m <sup>2</sup> 以内	18,000	

注3: 申請建築物が多数棟となる場合は、別途協議させていただきます。

注4: 「大規模の修繕」「大規模の模様替」「用途変更」については、申請延べ面積の1/2で手数料を算定します。

注5: 同一棟増築の場合は、下記により手数料対象となる延べ面積を算定し、増築(同一棟増築)の基本手数料を当てはめます。(基本手数料の2割増(100円未満切り上げ)となります。)

**増築に係る延べ面積に、次の①から②に定める延べ面積を加算したもの。**

①直前の確認申請から変更を生じておらず、かつ、増築に伴う変更を行わない場合に限り、既存部分の床面積を加算しません。

②接続する既存部分が直前の確認申請から変更を生じておらず、かつ、現行法適合であっても、増築に伴って変更を行う場合は、延べ面積の1/2の延べ面積(小数点以下切り上げによる)を加算します。

③接続する既存部分が「法第20条の既存不適格」の場合は、変更の有無にかかわらず、当該部分の延べ面積を加算します。

注6: 建築主事または他機関確認の計画変更は、新規の確認申請として別表第1確認申請手数料を適用します。

注7: 構造計算審査手数料は、対象となる建築物毎(構造エキスパンションによる場合を含みます。)、構造計算ルートの違いにより、それぞれ所定の手数料がかかります。

★法第20条の既存不適格建築物の増築で、既存建築物の構造計算審査を必要とする場合も適用されます。

★特定構造計算基準等審査手数料(構造計算適合性判定または建築基準法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査(構造ルート2)及び「特定天井がある場合」は、構造計算審査手数料が5割増しとなります。

★構造計算審査手数料及び特定構造計算基準等審査手数料には、補正に伴う再審査手数料が含まれています。

注8: 構造計算適合性判定が必要な建築物は、指定構造計算適合性判定機関との事務連絡・副本整合調整を行うための調整手数料がかかります。

★構造計算適合性判定調整手数料には、調整に伴う「再構造計算審査」の手数料は含まれていません。

★構造計算適合性判定が必要な建築物が複数にわたる場合は、棟毎に加算となります。

注9: バリアフリー法の適用を受ける場合は、当該建築物の基本手数料の2割相当額(100円未満切り上げ)を加算します。

注10: 建築物エネルギー消費性能適合性判定を必要とする建築物は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関との事務連絡・副本整合調整を行うための調整手数料がかかります。  
ただし、弊社にて建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合は、無料となります。

別表第1の2 確認申請付加手数料(第2条第3項関係)

(消費税非課税)単位:円

項目	付加手数料		
天空率	道路	10,000	／件 注1
	隣地	10,000	／件 注1
	北側	10,000	
日影	新築	10,000	
	増築	5,000	注2
既存不適格審査	10,000		／項目 注3
避難安全検証法	2,000㎡以内	30,000	
耐火性能検証法	2,000㎡を超える	基本手数料の3割相当額 (100円未満切り上げ)	注4
防火区画検証法			
延焼防止建築物 準延焼防止建築物	基本手数料の2割相当額(100円未満切り上げ)		注5
限界耐力計算法 時刻歴応答解析	別途相談		注6

注1: 天空率において、道路斜線及び隣地斜線の場合は、道路または隣地毎に上記手数料がかかります。

注2: 日影規制の増築は、増築によって日影の審査が発生する場合にかかる手数料です。

(日影図の添付を要する場合であっても、日影が増えない場合は無料です。)

注3: 既存不適格審査は、既存不適格調書(項目)毎に審査手数料がかかります。

注4: 避難安全検証法、耐火性能検証法及び防火区画検証法は、基本手数料の3割相当額加算が基本となりますが、2,000㎡以内は一律の料金となります。

注5: 延焼防止建築物及び準延焼防止建築物は、基本手数料の2割相当額を加算します。

注6: 限界耐力計算法、時刻歴応答解析は、受諾するかどうかを含めて見積もり致しますので、申請前にご相談ください。

別表第1の3 確認申請仮受付手数料(第2条第4項関係)

令和6年5月1日

(消費税非課税)単位:円

申請延べ面積(㎡)	基本手数料<棟毎に係る手数料>				郵送手数料	構造計算審査手数料<棟毎に係る手数料>		
	新築、増築(棟単位で新築の場合に限る)、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更		増築(同一棟) <20%割り増し>			確認申請に移行した場合 取り下げた場合	構造計算審査手数料 (構造ルート1、 ルート1の2)	特定構造計算基準等審査手数料 (構造ルート2、 ルート3) (特定天井がある場合)
	住宅等(注1)	左以外	住宅等(注1)	左以外				
① 100㎡ 以内	9,000		11,000		不要	30,000	45,000	
② 100㎡ を超え 200㎡ 以内	14,000		17,000					
③ 200㎡ を超え 300㎡ 以内	21,000		26,000					
④ 300㎡ を超え 500㎡ 以内	25,000		30,000					
⑤ 500㎡ を超え 1,000㎡ 以内	30,000		36,000					
⑥ 1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以内	45,000		54,000					
⑦ 2,000㎡ を超え 3,000㎡ 以内	60,000		72,000					
⑧ 3,000㎡ を超え 4,000㎡ 以内	75,000		90,000					
⑨ 4,000㎡ を超え 5,000㎡ 以内	90,000		108,000					
⑩ 5,000㎡ を超え 6,000㎡ 以内	110,000		132,000					
⑪ 6,000㎡ を超え 7,000㎡ 以内	130,000		156,000					
⑫ 7,000㎡ を超え 8,000㎡ 以内	150,000		180,000					
⑬ 8,000㎡ を超え 9,000㎡ 以内	170,000		204,000					
⑭ 9,000㎡ を超え 10,000㎡ 以内	190,000		228,000					
⑮ 10,000㎡ を超える	単独棟は受諾できません				単独棟は受諾できません			

別表第1の3付表

郵送またはメールによる申請特例(第2条第5項関係)

郵送またはメールによる申請特例(付加手数料)		
① 郵送の場合は付加手数料なし		
② メールにpdfファイル添付により申請する場合は、書類の印刷代(仮審査正本用)を付加手数料として加算します。 pdfファイルのサイズは、A3以内に限りま。		
ファイルの枚数	申請書 建築・設備の図面 構造図	構造計算書
100枚未満	1,500	1,000
101~200枚	3,000	2,000
201~300	4,500	3,000
301~400	6,000	4,000
401~500	7,500	5,000
501~1000	15,000	10,000
1001~2000	30,000	20,000
2001以上	40,000	30,000

※印刷代金は本申請時の割引対象となりません。

別表第2 中間検査手数料(第3条関係)

令和6年5月1日

(消費税非課税)単位:円

検査対象床面積 (㎡)	基本手数料				郵送手数料 郵送申請における 郵送手数料による	付加手数料(注2)		<割引①> 現金納付、特別 契約及びこれらに 進ずる場合に限 る	<割引②> 一団地内の複数 物件の中間検査 を受検する場合	<割引③> 任意または追加 の中間検査を受 検する場合	出張費			
	新築、増築(棟単位で新築の場合で、検査を要する場合)					建築主事確認	他機関確認							
	通常		瑕疵保険同時											
	検査特例あり	検査特例なし	検査特例あり	検査特例なし										
① 100㎡ 以内	24,000	26,000	22,000	24,000	窓口での受領の 場合は不要	10,000	20,000	2,000	2,000	2,000	出張費一覧表 に掲げる額			
② 100㎡ を超え 200㎡ 以内	28,000	30,000	26,000	28,000				30,000	5,000	10,000		3,000	3,000	3,000
③ 200㎡ を超え 300㎡ 以内	41,000	43,000	39,000	41,000								50,000	15,000	15,000
④ 300㎡ を超え 500㎡ 以内						65,000	62,000							
⑤ 500㎡ を超え 1,000㎡ 以内	85,000	82,000	70,000	20,000		20,000	20,000	20,000						
⑥ 1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以内	180,000	177,000												
⑦ 2,000㎡ を超え 3,000㎡ 以内	200,000	197,000												
⑧ 3,000㎡ を超え 4,000㎡ 以内	220,000	217,000	80,000											
⑨ 4,000㎡ を超え 5,000㎡ 以内	240,000	237,000												
⑩ 5,000㎡ を超え 6,000㎡ 以内	260,000	257,000												
⑪ 6,000㎡ を超え 7,000㎡ 以内	280,000	277,000												
⑫ 7,000㎡ を超え 8,000㎡ 以内	300,000	297,000												
⑬ 8,000㎡ を超え 9,000㎡ 以内	320,000	317,000												
⑭ 9,000㎡ を超え 10,000㎡ 以内	350,000	347,000												
⑮ 10,000㎡ を超える(複数棟の合計に限る)														

当社のお取り扱いする対象建築物は、棟単位で10,000㎡以内のものに限ります。

注1: 検査対象床面積とは、特定工程の段階における「床面積の合計」をいいます。(床の配筋の場合は、配筋を行う階を含みません。)

ただし、床面積中に床面積不算入部分がある場合は、開放性のある廊下及びバルコニーを除く施工床面積に読み替えます。

★確認済証交付時に添付された「検査対象床面積(中間検査対象床面積)」で申請してください。

★「任意の中間検査」は、検査申請時に工程に到達している階までの床面積の合計を検査対象床面積とします。

★「任意の中間検査」は特にご希望の工程で実施するものですが、下記の場合も対応致します。

法定の中間検査を受検して合格(中間検査合格証交付)後に、特別の事情で作直したために再度中間検査を受検したい場合。

この場合には、割引は、現金納付を選択されますと、①及び③の両方が適用されます。

注2: 付加手数料は、当社の確認でない場合に、かかる手数料です。

建築主事確認の場合で、中間検査から依頼される場合に限り、延べ面積が500㎡以内は割引料金を適用します。

注3: 中間検査において、軽微でない変更があった場合には、計画変更確認申請が必要となります。

この場合の計画変更確認申請手数料は、別表第1付表の計画変更確認申請手数料の項を参照してください。

※計画変更確認申請を要する場合で、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付した場合は、再検査が必要となります。

注4: 中間検査において特定工程に到達していない場合は、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付しますので、再検査が必要となります。

注5: 出張費は、下記の市町村に限り適用します。 ※時間効率を考慮して定めてあります。

知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町)

西三河地区(豊田市及び豊田市の都市計画区域外の区域、岡崎市及び岡崎市の都市計画区域外の区域、西尾市、幸田町)

東三河地区(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

申請建築物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

出張費一覧表 <中間検査、完了検査、仮使用認定申請の検査共通>

令和6年5月1日

(消費税非課税)単位:円

地域	市町村名	出張費の額
① 第1地域	名古屋市	無料
② 第2地域	名古屋市を除く尾張地区、知多地区(第3地域以外)、西三河地区(第4地域以外)	
③ 第3地域	知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町(島しょ部を除く))	10,000
④ 第4地域	西三河地区(豊田市(都市計画区域外を除く)、岡崎市(都市計画区域外を除く)、西尾市(島しょ部を除く)、幸田町)	
⑤ 第5地域	東三河地区(蒲郡市、豊川市)	
⑥ 第4地域の2	西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、岡崎市の都市計画区域外の区域)	20,000
⑦ 第5地域の2	東三河地区(豊橋市、新城市(都市計画区域内に限る))	
⑧ 第6地域	東三河地区(新城市(準都市計画区域及び都市計画区域外)、田原市(旧田原町の区域)、設楽町、東栄町)	30,000
⑨ 第6地域の2	東三河地区(田原市(旧赤羽根町、旧渥美町の区域)、豊根村)	40,000
⑩ 第7地域	島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))	50,000

別表第2の2 中間検査再検査手数料(第3条の2関係) (注1)

令和6年5月1日

(消費税非課税)単位:円

検査対象床面積 (㎡)	計画変更確認後に再検査を行う場合(注2)			郵送手数料 郵送申請における 郵送手数料による	特定工程到達後に再検査を行う場合(注3)		
	新築、増築(棟単位で新築の場合 で、検査を要する場合)(注1)		出張費(注4)		新築、増築(棟単位で新築の場合 で、検査を要する場合)(注1)		
	検査特例あり	検査特例なし			住宅等	左以外	
① 100㎡ 以内		26,000	出張費一覧表 に掲げる額	窓口での受領の 場合は不要		13,000	①に掲げる市 3,000 ②に掲げる市町村 5,000 ③から⑩掲げる市町村 出張費一覧 表に掲げる額に5,000円を加算した 額
② 100㎡ を超え 200㎡ 以内		30,000			2,000	15,000	
③ 200㎡ を超え 300㎡ 以内					3,000	22,000	
④ 300㎡ を超え 500㎡ 以内		43,000				33,000	
⑤ 500㎡ を超え 1,000㎡ 以内		65,000			5,000	43,000	
⑥ 1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以内		85,000			10,000	90,000	
⑦ 2,000㎡ を超え 3,000㎡ 以内		180,000			15,000	100,000	
⑧ 3,000㎡ を超え 4,000㎡ 以内		200,000				110,000	
⑨ 4,000㎡ を超え 5,000㎡ 以内		220,000			20,000	120,000	
⑩ 5,000㎡ を超え 6,000㎡ 以内		240,000				130,000	
⑪ 6,000㎡ を超え 7,000㎡ 以内		260,000				140,000	
⑫ 7,000㎡ を超え 8,000㎡ 以内		280,000				150,000	
⑬ 8,000㎡ を超え 9,000㎡ 以内		300,000				160,000	
⑭ 9,000㎡ を超え 10,000㎡ 以内		320,000				175,000	
⑮ 10,000㎡ を超える (複数棟の合計に限る)		350,000					

当社のお取り扱いする対象建築物は、棟単位で10,000㎡以内のものに限ります。

注1: この再検査手数料は、当社が中間検査を行った結果、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付したものの検査手数料です。

※建築主または他機関が中間検査を行い、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付したものではありません。

注2: 計画変更確認後に再検査手数料は中間検査手数料と同額です。(出張費の扱いも同じです。)

建築主または他機関が中間検査を行い、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付したもので、

弊社が計画変更確認申請の確認済証を交付したものを含みます。

注3: 特定工程未到達のため、特定工程到達後に再検査を行う場合は、基本手数料が中間検査手数料の半額となりますが、別途出張費が加算されます。

注4: 再検査手数料には、下記の市町村毎に別途定めた出張費が加算されます。 ※時間効率を考慮して定めてあります。

★再検査手数料のうち、特定工程後の再検査手数料は、本検査手数料の半額と出張費を加算した額の合計になります。

手数料を半額にする理由は、変更部分を中心とする検査になることを考慮したもので、

出張にかかる経費を吸収できないために出張費を加算しています。

■出張費は、「計画変更確認後に再検査」=本検査と「特定工程到達後に再検査」で扱いが異なりますので、ご注意ください。

①第1地域 名古屋市

②第2地域 名古屋市を除く尾張地区、知多地区(第3地域以外)、西三河地区(第4地域及び第4地域の2以外)

③第3地域 知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町(島しょ部を除く))

④第4地域 西三河地区(豊田市(都市計画区域外を除く)、岡崎市(都市計画区域外を除く)、西尾市(島しょ部を除く)、幸田町)

⑤第5地域 東三河地区(蒲都市、豊川市)

⑥第4地域の2 西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、岡崎市の都市計画区域外の区域)

⑦第5地域の2 東三河地区(豊橋市、新城市(都市計画区域内))

⑧第6地域 東三河地区(新城市(準都市計画区域及び都市計画区域外)、田原市(旧田原町の区域)、設楽町、東栄町)

⑨第6地域の2 東三河地区(田原市(旧赤羽根町、旧渥美町の区域)、豊根村)

⑩第7地域 島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

申請建築物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

別表第3 完了検査手数料(第4条関係)

令和6年5月1日

(消費税非課税)単位:円

検査対象床面積 (㎡)	基本手数料				郵送手数料 郵送申請における 郵送手数料による	付加手数料(注3) 建築主事確認 他機関確認	<割引①> 現金納付、特別 契約及びこれらに 準ずる場合に限 る	<割引②> 一団地内の複数 物件の完了検査 を受検する場合	出張費	追加説明書審査後 追加となる再検査手数料	
	新築、増築、改築、移転、大規模の 修繕、大規模の模様替		建築物省エネルギー適合性判定の 修繕、大規模の模様替							基本手数料	出張費
	中間検査あり(注1)	中間検査なし	中間検査あり(注1)	中間検査なし							
① 100㎡ 以内	26,000	28,000	32,000	34,000	窓口での受領の 場合は不要	20,000	2,000	2,000	出張費一覧表 に掲げる額	13,000	①に掲げる市 3,000 ②に掲げる市町 村 5,000 ③から⑨掲げる 市町村 出張費 一覧表に掲げる 額に5,000円を加 算した額
② 100㎡ を超え 200㎡ 以内	30,000	32,000	36,000	39,000						15,000	
③ 200㎡ を超え 300㎡ 以内	43,000	47,000	52,000	57,000						22,000	
④ 300㎡ を超え 500㎡ 以内	54,000	58,000	65,000	70,000						33,000	
⑤ 500㎡ を超え 1,000㎡ 以内	65,000	70,000	78,000	84,000						43,000	
⑥ 1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以内	85,000	90,000	102,000	108,000		50,000	5,000	5,000		90,000	
⑦ 2,000㎡ を超え 3,000㎡ 以内	180,000	190,000	216,000	228,000		10,000	10,000	100,000			
⑧ 3,000㎡ を超え 4,000㎡ 以内	200,000	215,000	240,000	258,000		70,000	20,000	20,000		110,000	
⑨ 4,000㎡ を超え 5,000㎡ 以内	220,000	235,000	264,000	282,000						120,000	
⑩ 5,000㎡ を超え 6,000㎡ 以内	240,000	260,000	288,000	312,000						130,000	
⑪ 6,000㎡ を超え 7,000㎡ 以内	260,000	280,000	312,000	336,000						140,000	
⑫ 7,000㎡ を超え 8,000㎡ 以内	280,000	300,000	336,000	360,000						150,000	
⑬ 8,000㎡ を超え 9,000㎡ 以内	300,000	320,000	360,000	384,000		80,000				160,000	
⑭ 9,000㎡ を超え 10,000㎡ 以内	320,000	340,000	384,000	408,000						160,000	
⑮ 10,000㎡ を超える (棟数棟の合計に限る)	350,000	370,000	420,000	444,000						175,000	

当社のお取り扱いする対象建築物は、棟単位で10,000㎡以内のものに限ります。

注1: 検査対象床面積とは、完了時に検査を行うこととなる床面積の合計をいいます。

増築の場合において、同一棟増築の場合で既存部分も検査対象となる場合には、増築後の延べ面積を検査対象床面積とします。

★確認済証交付時に添付された「検査対象床面積(完了検査対象床面積)」で申請してください。

★当社で仮使用認定を受けた場合は、直前の仮使用認定にかかる検査手数料を割り引きます。

割引対象の検査手数料額は、完了検査対象床面積におけるランクの仮使用認定にかかる検査手数料です。

※ 割引額は、最少額で20,000円、最大額で180,000円となります。

★「中間検査あり」とは、中間検査を当社で受検したものを言います。(中間検査には、法定以外に任意の中間検査も含まれます。)

注2: 建築物エネルギー消費性能適合性判定のあるもので、他機関で判定を受けたものは、右の適合判定審査手数料が必要です。

※ 完了検査を行うためには、検査前に判定審査を行わないと検査ができないためです。

注3: 付加手数料は、中間検査時点または仮使用認定時点で納入されている場合には免除となります。

建築主事確認の場合であっても、完了検査のみの場合は延べ面積が500㎡以内の割引料金を適用しません。

注4: 工事が未完了の場合には、「検査済証を交付できない旨の通知書」を交付しますので、改めて完了検査申請していただくことになります。

なお、この場合は、「別表第3 付表」に係る手数料は徴収しません。

注5: 完了検査申請時において、軽微な変更がある場合には、軽微な変更説明書が必要となります。

軽微な変更説明書の内容が、軽微でない変更にあたる場合には、追加説明書が必要となる場合があります。

追加説明書で新たに審査事項が発生する場合には、別途審査手数料が項目毎にかかります。

注6: 完了検査実施後、軽微でない変更があった場合には、追加説明書を提出していただく必要があります。

追加説明書には、別途審査手数料が項目毎にかかります。

追加説明書を審査した後、現地再検査を行います。

ただし、追加説明書の審査の結果、現地再検査の必要がないと認めた場合は、再検査を受検する必要はありません。

追加の現場検査を実施してもなお適合と判定できなかった場合には、「検査済証を交付できない旨の通知書」を交付して、検査を終了します。

注7: 出張費は、本検査の場合と再検査の場合で、取扱いが異なります。 ※出張費の額は時間効率を考慮して定めてあります。

知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町)

西三河地区(豊田市及び豊田市の都市計画区域外の区域、岡崎市及び岡崎市の都市計画区域外の区域、西尾市、幸田町)

東三河地区(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

申請建築物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

別表第3 付表

令和6年5月1日

建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する建築物の完了検査に係る適合判定審査手数料			
建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象床面積(㎡) ※検査対象床面積と一致しない場合があります。	下記料金は他社で判定を受けたもの場合の付加手数料です。 (複数用途の場合は、金額の高い方の用途にかかる料金となります)		
	用途1 病院、ホテル、児童福祉施設等、用途2及び用途3に該当しないもの	用途2 事務所、学校等	用途3 工場等
2,000㎡以内(注)	120,000 220,000	90,000 150,000	70,000 100,000
2,000㎡を超え 5,000㎡以内	180,000 340,000	130,000 230,000	100,000 160,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以内	270,000 500,000	190,000 330,000	140,000 210,000
10,000㎡を超えるもの	棟単位で10,000㎡を超える完了検査の受諾はできません		

(注) 令和3年4月1日以降の建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する建築物の内、1,000㎡以下のものについては、別途協議とします。

注8: 追加となる再検査は、原則として全ての市町村に出張費が加算されます。

★再検査手数料は、本検査手数料の半額と出張費を加算した額の合計になります。

手数料を半額にする理由は、変更部分を中心とする検査になることを考慮したのですが、出張にかかる経費を吸収できないために出張費を加算しています。

- ①第1地域 名古屋市
  - ②第2地域 名古屋市を除く尾張地区、知多地区(第3地域以外)、西三河地区(第4地域及び第4地域の2以外)
  - ③第3地域 知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町(島しょ部を除く))
  - ④第4地域 西三河地区(豊田市(都市計画区域外を除く)、岡崎市(都市計画区域外を除く)、西尾市(島しょ部を除く)、幸田町)
  - ⑤第5地域 東三河地区(蒲郡市、豊川市)
  - ⑥第4地域の2 西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、岡崎市の都市計画区域外の区域)
  - ⑦第5地域の2 東三河地区(豊橋市、新城市(都市計画区域内))
  - ⑧第6地域 東三河地区(新城市(準都市計画区域及び都市計画区域外)、田原市(旧田原町の区域)、設楽町、東栄町)
  - ⑨第6地域の2 東三河地区(田原市(旧赤羽根町、旧渥美町の区域)、豊根村)
  - ⑩第7地域 島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))
- 申請建築物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

別表第3の2 追加説明書審査手数料

令和6年5月1日

(消費税非課税)単位:円

審査する項目	審査手数料				
	検査対象床面積				
	500㎡以内	500㎡を超える	1,000㎡を超える	2,000㎡を超える	5,000㎡を超える
①法第2章の規定(構造に係る規定を除く)	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000
②法第3章の規定	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000
③法第2章の規定のうち、構造に係る規定	20,000	30,000	40,000	50,000	50,000

注: 審査する項目が複数にわたる場合には、上記の額の合計額となります。

別表第4 仮使用認定手数料(第4条の2関係)

令和6年5月1日

(消費税非課税)単位:円

	仮使用認定 対象床面積 (㎡)	審査手数料		検査手数料		郵送手数料 郵送申請にお ける郵送手数料に よる	付加手数料(注2) 建築主事確認 他機関確認	<割引> 現金納付、特別 契約及びこれらに 準ずる場合に限 る	出張費
		新築	増築は、既存部 分を含む	新築	増築は、既存部 分を含む				
①	100㎡ 以内					窓口での受領の 場合は不要	20,000	5,000	出張費一覧表 に掲げる額
②	100㎡ を超え 200㎡ 以内		35,000		20,000				
③	200㎡ を超え 300㎡ 以内								
④	300㎡ を超え 500㎡ 以内		45,000		30,000				
⑤	500㎡ を超え 1,000㎡ 以内		55,000		40,000				
⑥	1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以内		70,000		50,000				
⑦	2,000㎡ を超え 3,000㎡ 以内		90,000		80,000				
⑧	3,000㎡ を超え 4,000㎡ 以内								
⑨	4,000㎡ を超え 5,000㎡ 以内		110,000		100,000				
⑩	5,000㎡ を超え 6,000㎡ 以内								
⑪	6,000㎡ を超え 7,000㎡ 以内		140,000		120,000				
⑫	7,000㎡ を超え 8,000㎡ 以内								
⑬	8,000㎡ を超え 9,000㎡ 以内		170,000		150,000				
⑭	9,000㎡ を超え 10,000㎡ 以内								
⑮	10,000㎡ を超える (棟数棟の合計に限る)		200,000		180,000				

当社のお取り扱いする対象建築物は、棟単位で10,000㎡以内のものに限ります。

注1: 仮使用認定対象床面積とは、仮使用に係る床面積の合計をいい、下記のように区分します。

審査手数料は、仮使用認定を受けようとする建築物において、仮使用する部分の床面積の合計によります。

検査手数料は、仮使用認定を受けようとする建築物において、当該申請で新たに仮使用する部分の床面積の合計によります。

※ 初回は、仮使用認定を受けようとする建築物において、仮使用する部分の合計が審査及び検査の対象となり、同面積となります。

※ 2回目以降の仮使用認定では、既に仮使用している部分と新たに仮使用する部分の合計が審査対象となります。

※ 2回目以降の仮使用認定では、当社で仮使用認定を受けている場合に限り、新たに仮使用する部分のみが検査対象となります。

(特定行政庁または他機関で仮使用認定を受けたものは、その認定を受けた部分も検査対象となりますので、ご注意ください。)

注2: 付加手数料は、当社の確認でない場合に、かかる手数料です。

ただし、中間検査時点で、付加手数料を納入されている場合には免除となります。

建築主事確認の場合であっても、仮使用認定からの申請の場合は延べ面積が500㎡以内の割引料金を適用しません。

注3: 出張費は、本検査の場合と再検査の場合で、取扱いが異なります。 ※出張費の額は時間効率を考慮して定めてあります。

知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町)

西三河地区(豊田市及び豊田市の都市計画区域外の区域、岡崎市及び岡崎市の都市計画区域外の区域、西尾市、幸田町)

東三河地区(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

申請建築物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

注4: 検査実施後、平成27年国土交通省告示第247号第11に定める基準に適合しているかどうか判定できなかった場合には、

追加説明書をご提出いただく必要があります。

追加説明書には、別途再審査手数料がかかります。

追加説明書を審査した後、再検査を行います。

ただし、再審査を行った結果、再検査の必要がないと認められた場合は、再検査を受検する必要はありません。

注5: 建築設備、工作物の仮使用認定が含まれる場合については、別途協議とします。

なお、建築設備、工作物単独の仮使用認定については、それぞれ別表第5の2、別表第6の2によります。



別表第4の2 仮使用認定 再審査・再検査手数料(第4条の2第5項関係)

令和6年5月1日

(消費税非課税)単位:円

	仮使用認定 対象床面積 (㎡)	再審査手数料		再検査手数料		郵送手数料 郵送申請における 郵送手数料による	<割引> ※再審査手数料のみ 現金納付、特別契約 及びこれらに準ずる 場合に限る	出張費
		新築	増築は、既存部分 を含む	新築	増築は、既存部分 を含む			
①	100㎡ 以内							
②	100㎡ を超え 200㎡ 以内		18,000		10,000		1,000	①に掲げる市 3,000 ②に掲げる市町 村 5,000 ③から⑨掲げる 市町村 出張費 一覧表に掲げる 額に5,000円を加 算した額
③	200㎡ を超え 300㎡ 以内						2,000	
④	300㎡ を超え 500㎡ 以内		23,000		15,000		3,000	
⑤	500㎡ を超え 1,000㎡ 以内		28,000		20,000		5,000	
⑥	1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以内		35,000		25,000		8,000	
⑦	2,000㎡ を超え 3,000㎡ 以内		45,000		40,000			
⑧	3,000㎡ を超え 4,000㎡ 以内		55,000		50,000			
⑨	4,000㎡ を超え 5,000㎡ 以内							
⑩	5,000㎡ を超え 6,000㎡ 以内		70,000		60,000			
⑪	6,000㎡ を超え 7,000㎡ 以内							
⑫	7,000㎡ を超え 8,000㎡ 以内							
⑬	8,000㎡ を超え 9,000㎡ 以内		85,000		75,000			
⑭	9,000㎡ を超え 10,000㎡ 以内							
⑮	10,000㎡ を超える (複数棟の合計に限る)		100,000		90,000			

注1: 検査実施後、平成27年国土交通省告示第247号第1に定める基準に適合しているかどうか判定できなかった場合には、追加説明書をご提出いただきますが、この場合は再審査手数料のみ徴収となります。追加説明書を審査した後、再検査が不要であると判定した場合には、「仮使用認定通知書」を発行します。追加説明書を審査した後、再検査が必要であると判定した場合には、再検査を行いますので、再検査手数料をお支払いください。

注2: 再検査は、原則として全ての市町村に出張費が加算されます。

★再検査手数料は、本検査手数料の半額と出張費を加算した額の合計になります。

手数料を半額にする理由は、変更部分を中心とする検査になることを考慮したのですが、出張にかかる経費を吸収できないために出張費を加算しています。

■出張費の区域

- ①第1地域 名古屋市
- ②第2地域 名古屋市を除く尾張地区、知多地区(第3地域以外)、西三河地区(第4地域及び第4地域の2以外)
- ③第3地域 知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町(島しょ部を除く))
- ④第4地域 西三河地区(豊田市(都市計画区域外を除く)、岡崎市(都市計画区域外を除く)、西尾市(島しょ部を除く)、幸田町)
- ⑤第5地域 東三河地区(蒲都市、豊川市)
- ⑥第4地域の2 西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、岡崎市の都市計画区域外の区域)
- ⑦第5地域の2 東三河地区(豊橋市、新城市(都市計画区域内))
- ⑧第6地域 東三河地区(新城市(準都市計画区域及び都市計画区域外)、田原市(旧田原町の区域)、設楽町、東栄町)
- ⑨第6地域の2 東三河地区(田原市(旧赤羽根町、旧渥美町の区域)、豊根村)
- ⑩第7地域 島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

申請建築物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

< 建築設備 >

別表第5 建築設備確認申請手数料(第5条関係)

一機あたりの金額です

(消費税非課税)単位:円

建築設備の種類別	(1)型式部材等製造者認証を受けたもの		(2)左以外		割引 現金納付、特別契約及びこれらに準ずる場合に限る
	当社確認建築物に設置するもの	左以外	当社確認建築物に設置するもの	左以外	
① 昇降機(一機あたり)	23,000	43,000	33,000	63,000	3,000
② ホームエレベーター、小型エレベーター(一機あたり)	18,000	33,000	37,000	67,000	
③ 小荷物専用昇降機(一機あたり)	18,000	33,000	37,000	67,000	

郵送手数料  
郵送申請における郵送手数料による

注: 計画変更確認の場合の手数料は、下記によります。

① 直前の確認を当社で受けている場合は、認定の有無にかかわらず手数料は(1)を適用します。

② ①以外の場合は、新設とみなして上表の額を適用します。

注2: 上記以外の建築設備については、別途見積り(協議)とします。

別表第5の2 建築設備完了検査手数料(第5条関係)

一機あたりの金額です

(消費税非課税)単位:円

建築設備の種類別	(1)型式部材等製造者認証を受けたもの			(2)左以外			割引 現金納付、特別契約及びこれらに準ずる場合に限る
	当社確認建築物に設置するもので、建築物と同時検査を行う場合	当社で確認を受けたものの検査を行う場合	左以外	当社確認建築物に設置するもので、建築物と同時検査を行う場合	当社で確認を受けたものの検査を行う場合	左以外	
① 昇降機(一機あたり)	23,000	33,000	43,000	33,000	48,000	63,000	3,000
② ホームエレベーター(一機あたり)	18,000	28,000	43,000	33,000	48,000	63,000	
③ 小荷物専用昇降機(一機あたり)	18,000	28,000	43,000	33,000	48,000	63,000	

注: 出張費は、下記の市町村に限り適用します。 ※時間効率を考慮して定めてあります。

知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町)

西三河地区(豊田市及び豊田市の都市計画区域外の区域、岡崎市及び岡崎市の都市計画区域外の区域、西尾市、幸田町)

東三河地区(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

申請建築設備が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

※ 当社確認建築物に設置するもので、建築物と同時検査を行う場合は、出張費は免除です。

(出張費の額は、出張費一覧表をご覧ください。)

注2: 上記以外の建築設備については、別途見積り(協議)とします。

注3: 仮使用認定については、別途見積り(協議)とします。

<工作物>

別表第6 工作物確認申請手数料(第6条関係)

一機あたりの金額です

(消費税非課税)単位:円

	工作物の種別	手数料の区分		割引		
		基本手数料	構造計算審査手数料(注1)			
①	令第138条第1項第一号(高さが13mを超えるもの)	高さが6mを超える煙突	23,000	15,000	3,000	
	令第138条第1項第一号(高さが13m以下のもの)	高さ	19,000	5,000		
②	令第138条第1項第二号	高さが15mを超えるコンクリート柱等	23,000	15,000		
③	令第138条第1項第三号(高さが13mを超えるもの)	高さが4mを超える広告塔等	23,000	15,000		
	令第138条第1項第三号(高さが13m以下のもの)	高さ	14,000	5,000		
④	令第138条第1項第四号	高さが8mを超える高架水槽等	23,000	15,000		
⑤	令第138条第1項第五号(高さが3mを超えるもの)	高さが2mを超える擁壁(注2)	19,000	15,000		
	令第138条第1項第五号(高さが3m以下のもの)	高さ	19,000	5,000		
⑥	令第138条第2項第一号	観光用昇降機	65,000	30,000		5,000
⑦	令第138条第2項第二号、第三号	遊戯施設	125,000	60,000		
⑧	令第138条第3項第二号以外	コンクリートプラント等	100,000	30,000	10,000	
⑨	令第138条第3項第二号	工作物自動車庫庫	築造面積を延べ面積に読み替えて、建築物の確認申請手数料を準用します		建築物の確認申請の延べ面積の区分によります。	

郵送手数料  
郵送申請における郵送手数料による

注1: 同種の工作物を二機以上申請する場合、構造計算審査手数料は一機のみにかかります。

注2: 令第138条第1項第五号の擁壁でEXJ等で接する場合には、分離した数により手数料を算定します。

令第138条第1項第五号の擁壁のうち、「名古屋市型擁壁」による設計の場合は構造図の添付により構造計算審査を免除とします。この場合、構造計算審査手数料はかかりません。

注3: 計画変更確認の場合の手料は、下記によります。

ア: 直前の確認を当社で受けている場合、①から⑤は基本手数料を二割引とします。

イ: ⑨の場合は、建築物の計画変更確認申請手数料を準用します。

ウ: ア、イ以外の場合は、新設とみなして上表の額を適用します。

別表第6の2 工作物完了検査手数料(第6条関係)

一機あたりの金額です

(消費税非課税)単位:円

工作物の種別	高さが13m以下のもの			高さが13mを超えるもの または高さの制限がないもの			割引
	当社確認建築物に附属するもので、建築物と同時検査を行う場合	当社で確認を受けたものの検査を行う場合	左以外	当社確認建築物に附属するもので、建築物と同時検査を行う場合	当社で確認を受けたものの検査を行う場合	左以外	
① 令第138条第1項第一号、第二号、第四号	18,000	28,000	38,000	23,000	33,000	43,000	3,000
② 令第138条第1項第三号、第五号	16,000	23,000	33,000	19,000	29,000	39,000	
③ 令第138条第2項第一号				70,000	80,000	90,000	5,000
④ 令第138条第2項第二号、第三号				135,000	145,000	155,000	
⑤ 令第138条第3項第二号以外				130,000	140,000	150,000	10,000
⑥ 令第138条第3項第二号	築造面積を延べ面積に読み替えて、建築物の完了検査手数料を準用します。(割引についても同じです。)						建築物の確認申請の延べ面積の区分によります。

注: 出張費は、下記の市町村に限り適用します。 ※時間効率を考慮して定めてあります。

知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町)

西三河地区(豊田市及び豊田市の都市計画区域外の区域、岡崎市及び岡崎市の都市計画区域外の区域、西尾市、幸田町)

東三河地区(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

申請工作物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

※ 当社確認建築物に附属するもので、建築物と同時検査を行う場合は、出張費は免除です。

(出張費の額は、出張費一覧表をご覧ください。)

注2: 仮使用認定については、別途協議とします。

## 出張費一覧表 &lt; 建築設備、工作物共通 &gt;

(消費税非課税) 単位: 円

地域	市町村名	出張費の額
① 第1地域	名古屋市	無料
② 第2地域	名古屋市を除く尾張地区、知多地区(第3地域以外)、西三河地区(第4地域以外)	
③ 第3地域	知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町(島しょ部を除く))	10,000
④ 第4地域	西三河地区(豊田市(都市計画区域外を除く)、岡崎市(都市計画区域外を除く)、西尾市(島しょ部を除く)、幸田町)	
⑤ 第5地域	東三河地区(蒲郡市、豊川市)	
⑥ 第4地域の2	西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、岡崎市の都市計画区域外の区域)	20,000
⑦ 第5地域の2	東三河地区(豊橋市、新城市(都市計画区域内に限る))	
⑧ 第6地域	東三河地区(新城市(準都市計画区域及び都市計画区域外)、田原市(旧田原町の区域)、設楽町、東栄町)	30,000
⑨ 第6地域の2	東三河地区(田原市(旧赤羽根町、旧渥美町の区域)、豊根村)	40,000
⑩ 第7地域	島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))	50,000

## &lt;建築物、建築設備、工作物共通&gt;

振込及び郵送申請に関する細則 別表

## 郵送申請手数料

重要：日本郵便による郵便または宅配事業者によるメール便若しくは宅配便によるものとします。

重要：確認済証等の写しの提供のみ、電子メールによる対応を行います。

重要：郵送による事故には対応できませんので、あらかじめ了承の上ご利用ください。

郵送申請の区分	取扱手数料(注1)		郵送手数料(注3)		合計		
			特別郵便等(注2)	写しの提供(電子メール・pdfファイルによる)	申請のみ	申請と特別郵便等による送付	写しの提供(電子メール・pdfファイルによる)
① 確認申請	5,000	引受承諾書の写しをファックスにてあらかじめ送付し、原本は別途普通郵送にて、請求書に同封して送付とする。	2,000	1,000	5,000	7,000	1,000
② 中間検査申請	1,000		1,000		1,000	2,000	
③ 完了検査申請	1,000		1,000		1,000	2,000	
④ 仮使用認定申請	2,000		2,000		2,000	4,000	

上記料金には、全て「事務取扱手数料」が含まれています。

注1：確認申請及び仮使用認定申請における「審査による指摘事項等の送付」は、ファックスまたは電子メールによる連絡は何回でも対応します。

郵送による送付は、「1回のみ」です。

注2：郵送手数料は、「1回のみ」の料金です。

特別郵便等とは、当社が到達を確認するために、レターパックとなります。

ユーパックを追加した場合は実費請求となります。

注3：返信用封筒(宛先ご記入のこと)をお送りいただいた場合は、郵送手数料は無料となります。

※ 返信用封筒には切手を貼付するか、レターパック若しくは同等のものとしてください。

注4：当社に送付されるときは「着払い」で送らないでください。「着払い」でお送りいただいた場合は、受け取りを拒否しますので、ご注意願います。

※ 事前に「間違って着払いで送った」旨連絡があった場合は、当該料金を加算して請求する条件で受諾します。